

立教大学国際学術研究交流制度 2027 年度「招へい研究員」募集要項

立教大学は、本学の学術研究、教育水準の向上ならびに国際学術連携の強化を目的として、海外の研究者または専門家を招へいする。

1. 対象分野

人文科学、社会科学および自然科学諸分野のうち、本学が受入可能な分野。

2. 対象者

招へい研究員は、本学への成果の還元を期待できることを前提として、海外の大学、研究機関等に所属する者で、専任研究者の地位にあるか専門的分野において秀でた知識、能力、あるいは実績を有する者。

受入教員は、本学の専任教員。教授・准教授・チャプレン・カウンセラー・特別専任教授・特任教授・特任准教授・助教（D・R を除く）。

3. 申請の制限

- 1) 同一年度に一人の受入教員が招へいできる研究員は 1 名とする。
- 2) 前年度に招へいされた研究員を候補者として応募することはできない。
- 3) 前年度に招へい研究員の受入教員となった場合は、受入教員として応募することはできない。

* 2)、3) については、採択者数が 20 名に満たず追加募集を行う場合には、適用しない。

4. 募集人数

20 名

5. 招へい期間

7 日以上、1 ヶ月（31 日）以内とする。

招へい期間は、2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までとする。

* 年度を跨いで招へいすることはできない。

6. 招へい期間中の活動

立教大学において、セミナー、講演会、研究会等を少なくとも週に 1 回は行うこと。

* 謝礼が支払われる講演会等および学外で行われる講演会等は、上記の活動回数に含めることはできない。

* 各種プログラムの開催にあたっては、受入教員が必要な学内手続きを行うこと。

7. 支給経費

旅 費：① 所属機関の最寄りの国際空港間のエコノミークラス往復航空券。ただし、片道 15 万円を限度とする（上限額は航空券購入費のうち燃油サーチャージや諸税等を除いた航空券代（航空運賃）のみに適用。燃油サーチャージや諸税等は別途支給）。

② 往復リムジンバス代（成田または羽田空港－池袋間）

滞在費：日額 18,000 円

＊招へい研究員の活動としてキャンパス間を移動する場合の交通費は支給しない。

＊招へい研究員を空港に送迎する場合の送迎者の交通費は支給しない。

8. 申請方法

受入学部・研究科・研究所等の承諾を得た上で、以下の申請書類を期日までに受入教員がリサーチ・イニシアティブセンター招へい研究員担当宛にメール提出すること。

1) 申請書類

① 2027 年度「招へい研究員」申請書（Word ファイル）※申請書への押印は不要

（リサーチ・イニシアティブセンターWEB サイトより所定書式を入手し、受入教員が作成のこと）

② 履歴・業績書

（招へい研究員候補者の主な職歴・研究歴を明記する。また業績書は招へいの趣旨に関連するものを中心に、過去 5 年程度の業績から選択して作成する。英文・和文以外の場合は、和訳を添付すること）

③ 学部長等が①申請書の記載内容について承諾していることが確認できるメールの文面

2) 申請期間

募集開始： 2026 年 9 月 25 日（金）

募集締切： 2026 年 11 月 6 日（金） 17：00 <厳守>

3) 提出先メールアドレス

招へい研究員担当：researcher@rikkyo.ac.jp

9. 審査方法

「立教大学全学研究助成委員会」の審議を経て決定する。

10. 審査基準

海外の研究者または専門家を招き研究する必要性を具体的に示した申請であること。また、受入教員が過年度に招へい研究員制度を利用した際に、採択者の義務を果たしていること。その上で、以下のとおり優先基準を設ける。

①本学への成果の還元が期待できる招へい研究員候補者を優先する。

②大学間における研究交流の促進につながりうる招へい研究員候補者を優先する。

③主たる来日目的が本学用務である招へい研究員候補者を優先する。

④招へい研究員制度利用以前から本学または受入教員との交流実績がある招へい研究員候補者を優先する。

⑤一定期間内（5 年程度）に招へい研究員制度を利用していない招へい研究員候補者、受入教員を優先する。

⑥一定期間内（5 年程度）に受入部局や招へい研究員候補者などが偏らないように配慮する。

11. 採否決定

2026 年 12 月中旬（予定）

自然災害、感染症の蔓延、行政指導等により、本学が海外からの招へいを認めないと判断した場合には、採択後であっても経費を支給しない可能性がある。

※採択者数が募集人数に満たない場合は、第2次募集（締切：4月中旬、採否決定：5月下旬）を実施する。詳細はリサーチ・イニシアティブセンターWEBサイトを通じて案内する。

12. 招へい手続きについて（採択者の義務）

受入教員は、招へいに関わる手続きや招へい研究員への連絡、滞在期間中の支援等を責任をもって行うこと。また、招へいの2週間前までに「2027年度『招へい研究員』プログラム実施計画書」を、招へい期間終了後1ヶ月以内に「2027年度『招へい研究員』報告書」を提出すること。採択者の義務を果たさない場合は、翌年度以降の採択を制限する場合がある。
※リサーチ・イニシアティブセンターは、航空券、訪日する際に必要な査証、身分証明書、図書館入館証、学内のWi-FiアクセスIDを手配する。招へい研究員制度として、招へい研究員に対して宿舎の予約や研究室の提供は行わない。

※航空券の手配は、採択決定後に本学が指定する業者が行い、原則として招へい期間開始日の1か月半前（リサーチ・イニシアティブセンター閉室日を除く）までに発券を完了する。渡航時の乗継ぎ査証（トランジットビザ）の可否確認および必要な場合の手配は、招へい研究員自身が責任をもって行うこと。

13. 申請に伴う留意事項

- 1) 招へい期間中は、他研究費等の旅費等との併給はできない。
- 2) 家族同伴で来日する場合、採択後に同行者のパスポート情報についても、提示を求める場合がある。また、家族分の渡航費・滞在費等の必要経費は、自己負担とする。
- 3) 「立教大学全学研究助成委員会」の委員が受入教員として申請する場合は、申請時にリサーチ・イニシアティブセンターに通知すること。
- 4) 招へい研究員候補者が招へい期間中に外為法の規制対象とされる技術（設計・製造・仕様）等を取得する場合には、事前に経済産業省の許可が必要となる^{※1}。受入教員は、リサーチ・イニシアティブセンターWEBサイトにて、招へい研究員候補者が
 - ①外国ユーザーリスト^{※2}掲載機関に所属するものであるか
 - ②規制対象となる技術（設計・製造・使用）等に関連する研究に従事しうるかを確認すること。これらのいずれかに該当する場合には、招へい期間中に外為法の規制対象とされる技術（設計・製造・仕様）等を取得しないことが受け入れの条件となる。懸念がある場合は、申請書提出前にリサーチ・イニシアティブセンターに相談すること。
※1 安全保障輸出管理ハンドブック（要 V-Campus ID・パスワード）

<https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/export/papers/#handbook>

※2 外国ユーザーリスト <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law00.html#userlist>

14. 問い合わせ先・書類提出先

リサーチ・イニシアティブセンター

（池袋キャンパス 12 号館 2 階、新座キャンパス 6 号館 3 階）

招へい研究員担当：榎本、若松、百瀬

Tel：03-3985-4674（内線 4674） e-mail：researcher@rikkyo.ac.jp

国際学術研究交流 WEB サイト：<https://www3.rikkyo.ac.jp/research/initiative/aid/interior/international/>

以 上